

福祉医療制度の再構築について

平成 16 年 9 月 大阪府健康福祉部国民健康保険課

大阪府独自の福祉医療制度について、今後とも持続可能な制度とするため、次のとおり改定します。
(改定は、16 年 11 月 1 日から実施)

※各助成の主な対象者

【①老人医療（65歳～69歳の方が対象）】

これまで助成対象であった市町村民税非課税世帯の方は、平成 16 年 11 月以降、新たに 65 歳になる方から対象外となります。

【②一部負担金相当額等助成（65歳以上の方が対象）】

特定疾患患者等対象者の所得制限を「本人所得 25.9 万円（2 人世帯）」に統一します。

また、以下の「③障害者医療」「④母子家庭医療」の助成要件に該当する方が対象となります。

※一部負担金相当額等助成については、平成 16 年 11 月 1 日から「一部負担金相当額等二助成」に名称が変わります。

【③障害者医療】

所得制限を本人所得 162 万 1 千円（単身）に引き下げます。

【④母子家庭医療】

18 歳になる年度末日までの子どもと母の入通院へ対象を拡充し、新たに父子家庭等についても母子家庭と同様に助成します。

※母子家庭医療費助成については、平成 16 年 11 月 1 日から「母子・父子家庭医療費助成」に名称が変わります。

【⑤乳幼児医療】

通院助成を 2 歳児にまで拡充します。

(なお、上記各助成を受けることができる対象者の範囲等については、市町村により異なる場合があります。)

目 次	
全府検査院実地調査による指導事項	1
養育支援に関する市町村への情報提供	2
療育支援に関する診療情報提供書（様式 9）	4
養育支援に関する診療情報提供書（様式 10）	5
医薬品の適正な使用について	6
新たに保険適用が認められた検査	7
新刊紹介「治療リスト」	8
新刊紹介「診療所のための医師の救済」	8